

せたな町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 募集要項

1 目的

せたな町では、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」を活用し、本町の地方創生の取組を推進しています。

本町の地方創生の取組に賛同する企業との新たなつながりを創出し、企業版ふるさと納税による寄附の拡大を図るため、企業への営業活動等を行う中間事業者を募集します。

本募集は、広く事業者を募集し、応募要件を満たした事業者と支援業務契約を締結することを目的とするものです。

2 業務名

せたな町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

3 業務内容

中間事業者は、次に掲げる業務を実施するものとします。

- (1) 企業版ふるさと納税制度の周知及び営業活動
 - (2) 本町への寄附が見込まれる企業の開拓
 - (3) 企業への提案及び寄附に関する相談対応
 - (4) 企業と町との連絡調整
 - (5) 寄附申出に係る各種支援
 - (6) 寄附実績及び活動状況の報告
 - (7) その他、町が必要と認める業務
-

4 契約期間

契約締結の日から毎年度末日までとします。

契約期間満了後は、双方協議のうえ更新できるものとします。

5 手数料

仲介手数料は成功報酬型とします。

寄附が成立した場合に限り、寄附金額に対して契約で定める割合（20%以内・消費税及び地方消費税を除く。）を支払います。

寄附が成立しなかった場合は、仲介手数料は発生しません。

営業活動その他業務遂行に要する経費は、原則として中間事業者の負担とします。

6 応募資格

応募できる者は、次の要件をすべて満たす法人又は団体とします。

1. 法人格を有すること。
 2. 企業版ふるさと納税制度又は企業営業に関する知識及び実績を有すること。
 3. 業務を適切に遂行できる体制を有すること。
 4. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 5. 国税及び地方税に滞納がないこと。
 6. 暴力団又は暴力団員等との関係を有しないこと。
 7. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
-

7 募集期間

随時募集しています。

なお、募集を終了する場合は、せたな町ホームページでお知らせします。

8 提出書類

応募者は、次の書類を提出してください。

- (1) 応募申込書（様式第1号）
 - (2) 会社概要書（様式第2号）
 - (3) 企業版ふるさと納税に関する営業方針
又は業務内容が分かる資料（任意様式）
 - (4) 納税証明書（国・道・町）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
-

9 応募方法

提出書類を郵送又は持参により提出してください。

必要に応じて電子メールによる提出を認める場合があります。

10 審査及び契約

提出書類の内容を確認し、応募資格及び業務遂行能力を有すると認められた事業者と契約手続きを行います。

必要に応じて、提出内容の確認や面談を実施する場合があります。

応募資格を満たし、町が適当と認めた事業者については、複数の事業者と契約を締結する場合があります。

11 契約締結

契約内容は、業務内容、仲介手数料、守秘義務等について協議のうえ決定します。

(参考様式) せたな町企業版ふるさと納税マッチング支援業務契約書

12 留意事項

1. 提出書類は返却しません。
 2. 応募に要する費用は応募者の負担とします。
 3. 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は応募を無効とします。
 4. 契約締結後に応募資格を満たさないことが判明した場合は契約を解除することがあります。
 5. 応募書類は、法令及びせたな町情報公開条例の規定に基づき公開対象となる場合があります。
 6. 契約締結後であっても、町が業務遂行に支障があると判断した場合は契約を解除できるものとします。
-
-

13 問い合わせ先

せたな町 まちづくり推進課 まちづくり推進係

〒049-4592 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1

TEL : 0137-84-5111

E-mail : setana.machidukuri@town.setana.lg.jp

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）